



アカミミガメ、アメリカザリガニの規制の概要

令和5年1月
環境省 自然環境局

1. アメリカザリガニの基本情報

アメリカザリガニの特徴

原産地：ミシシッピ川流域を中心とした米国南東部からメキシコ北東部

大きさ：全長が通常10cm程に成長し、最大で15cm。

寿命：4～5年

分布：47都道府県。市区町村単位や離島単位等で生息が確認されていない場所も。

利用状況：多くの家庭（約65万世帯で約540万個体（R2推計値））で飼育。

生態系被害防止外来種リスト：最も優先して対策を行うべき「緊急対策外来種」に選定。



生態系等への被害

- ・水草の切断や捕食により、在来生態系に影響を及ぼすことが知られている。
- ・ザリガニペスト等のキャリアになることが知られており、日本固有で絶滅危惧種のニホンザリガニに深刻な影響を与える可能性や、競合によりニホンザリガニに影響を与える可能性がある。
- ・文献調査から、アメリカザリガニにより悪影響を受けている絶滅危惧種として、ベッコウトンボやタガメ等の昆虫9種、魚類7種、両生類3種、植物10種が確認されている。



石川県金沢市のシャープゲンゴロウモドキの生息していた池植生は消失し、茶色く濁っている。シャープゲンゴロウモドキは絶滅し、他の水生生物もほとんど確認されなくなった。写真提供:西原昇吾氏(中央大学)

2. アカミミガメの基本情報

アカミミガメの特徴

原産地：米国南西部

大きさ：最大背甲長は雄20cm、雌28cm (2.5kg) で在来のニホンイシガメ (1kg前後) より大型

食性：雑食性（水草のほか、魚類、両生類、甲殻類、貝類、
水生昆虫など広く採食する。）

顕著ではないが、生物多様性や農水産業への被害事例が増加

利用状況：1950年代後半から幼体を「ミドリガメ」の通称でペットとして輸入

1990年代半ばに輸入量は年間100万匹であったが、近年は数万匹以下

多くの家庭（約110万世帯で約160万個体（R1推計値））で飼育。

生態系被害防止外来種リスト：最も優先して対策を行うべき「緊急対策外来種」に選定。



生態系等への被害

- ・ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれることなどにより、北海道から沖縄まで全都道府県に分布。
- ・在来のカメ類と餌や日光浴場所等を巡って競合し、定着地域では在来のカメ類や水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に影響を及ぼしていると考えられる。
- ・レンコン畠のレンコンの新芽やイネの食害等の農作物被害の報告がある。

3, 改正法による特定外来生物の規制の特例の整備

特定外来生物の取扱いに関する特例（改正後の法附則第5条）

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して一部の規制を適用除外にすることができる。

現行

- 特定外来生物の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止
- 飼養等や譲渡し等には許可が必要
→アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、飼育中の個体が大量放出されるおそれ



改正後

- 特定外来生物に指定しつつ、政令を定めることにより一部の規制の適用除外が可能に（通称：条件付特定外来生物）

政令での規定概要

輸入/放出/販売又は頒布を目的とした飼養等/販売・購入又は頒布に当たる譲渡し等に限り規制

<この特例に基づく政令によるアカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要>



捕獲



飼育

※販売・頒布を目的としないもの。逃がさないように飼育



輸入



放出



販売・頒布・購入 3

5. アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要

	飼養等※1 ※1 飼養、栽培、保管又は運搬を指す。	輸入	譲渡し等※7 ※7 譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指す。	放出				
特定外来生物 (適用除外なし)	× (許可者※2のみ○)。飼養等基準を満たすこと必要) <p>※2許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的での許可是指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可是指定前から飼養等されていた個体に限られる。</p>	× (許可者※2のみ○)	× (許可者※2間で許可の数量の範囲内ならば○※8) <p>※8愛がん目的での許可者が譲受ける場合は除く。</p>	× (許可者※12のみ○) <p>※12許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。</p>				
条件付特定外来生物(通称) ※アカミミガメ・アメリカザリガニ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">販売・頒布※3 の目的</td> <td style="width: 33%;">その他の目的</td> </tr> <tr> <td> × (許可者※2・4のみ○)。飼養等基準を満たすことが必要) <p>※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていないう状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出で可能</p> </td> <td> ○ (許可不要。ただし、業として行う場合※5は飼養等基準を遵守する場合に限る) <p>※5ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。</p> </td> </tr> </table>	販売・頒布※3 の目的	その他の目的	× (許可者※2・4のみ○)。飼養等基準を満たすことが必要) <p>※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていないう状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出で可能</p>	○ (許可不要。ただし、業として行う場合※5は飼養等基準を遵守する場合に限る) <p>※5ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。</p>	× (許可者※6のみ○) <p>※6 許可の目的について、※2に加え、指定後に国内で飼養等を始めた個体・海外で指定前から飼っていた個体の愛がん・観賞目的を含める。</p>	× (許可者※2間で許可の数量の範囲内ならば○※4・8～10) <p>※9卸売業者が水族館、学校等に販売するケース等を想定。 ※10飼育動物の生き餌にするためのアメリカザリガニの購入は事前届出で可能</p>	○ (許可者※12のみ○) <p>※11頒布に当たらない無償での譲渡等を想定。</p>
販売・頒布※3 の目的	その他の目的							
× (許可者※2・4のみ○)。飼養等基準を満たすことが必要) <p>※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていないう状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出で可能</p>	○ (許可不要。ただし、業として行う場合※5は飼養等基準を遵守する場合に限る) <p>※5ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。</p>							
該当条項	法第4条、施行令附則第2条第1・2項、施行規則(改正後) 第2・3条	法第7条	法第8条、施行令附則第2条第3項、施行規則(改正後) 第2・3・11条	法第9条				

※ 外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等に伴う場合又は省令で定める場合は上記の限りではない。

※ ※4, 6, 10については、外来生物法施行規則で規定する予定であり、2023年1月時点では案。

6. アカミミガメ、アメリカザリガニに関する普及啓発

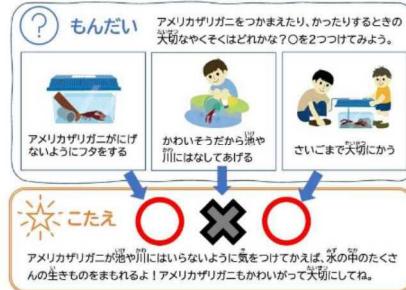


- 令和4年4月に、アメリカザリガニの対策推進のために作成した「アメリカザリガニ対策の手引き」、学校教育用教材等を環境省HPにて公開。「アカミミガメ防除の手引き」は2019年に公開済み。
- アメリカザリガニによる影響やアカミミガメの規制内容等についてSNSで発信。
- 12月にアカミミガメ、アメリカザリガニについての相談ダイヤルを開設（0570-013-110）。



アメリカザリガニ対策の手引き

https://www.env.go.jp/nature/amezari_kakuchi.html



学校教育用教材
<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/tool.html>にアメリカザリガニ以外の学習ツール含め多数掲載



アメリカザリガニによる影響のSNS発信

アカミミガメの規制内容のSNS発信

7. 改正外来生物法に係るスケジュール（予定）

令和4年

5月18日 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
(令和4年法律第42号) 公布

9月20日 特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定

12月～1月 施行規則改正案のパブリックコメント

令和5年

1月20日 アカミミガメ等の一部規制を適用除外とする特定外来生物への指定に係る政令閣議決定

2月頃 施行規則改正の公布

年度内 各種基準やヒアリ類に係る対処指針に係る省令・告示の制定等

4月1日 改正法第2条関係施行（改正法全面施行）、政令（ヒアリ類指定関連）施行
施行規則（改正法第2条関係）施行

6月1日 政令（アカミミガメ等の指定関連）施行、施行規則（アカミミガメ等関連箇所）施行